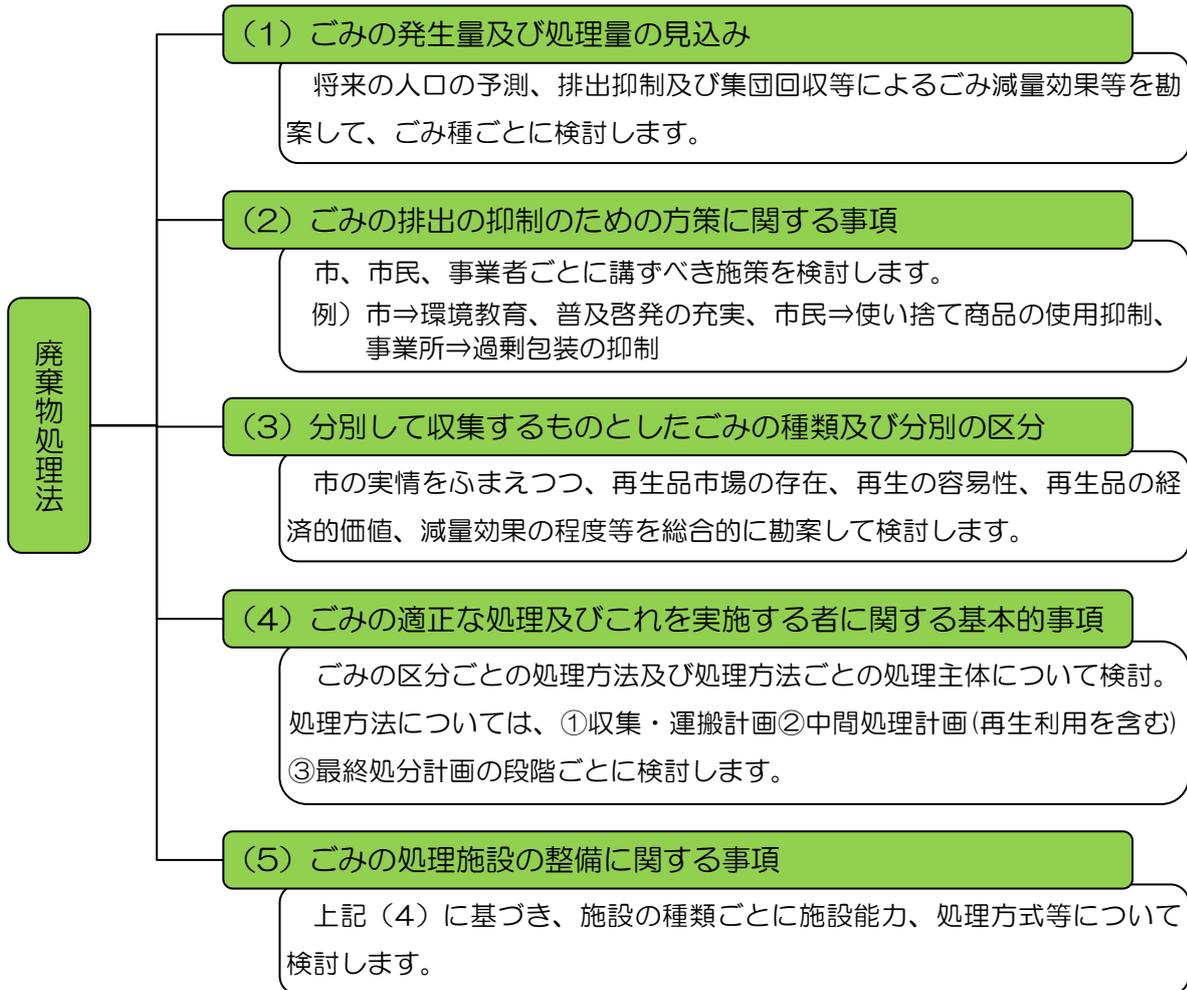


本市のごみ処理状況について

1 一般廃棄物処理基本計画について

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき市が長期的な視点に立って、ごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を明確にする重要なものです。平成18年に策定した本市の現行計画は、目標年度の平成27年度を控え次期計画の策定が必要になっています。この策定にあたっては、廃棄物をめぐる社会・経済情勢や市民の要望、廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ総合的に検討し、同法に規定されている次の網掛けの事項(1)～(5)を定めなければなりません。



参考：廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

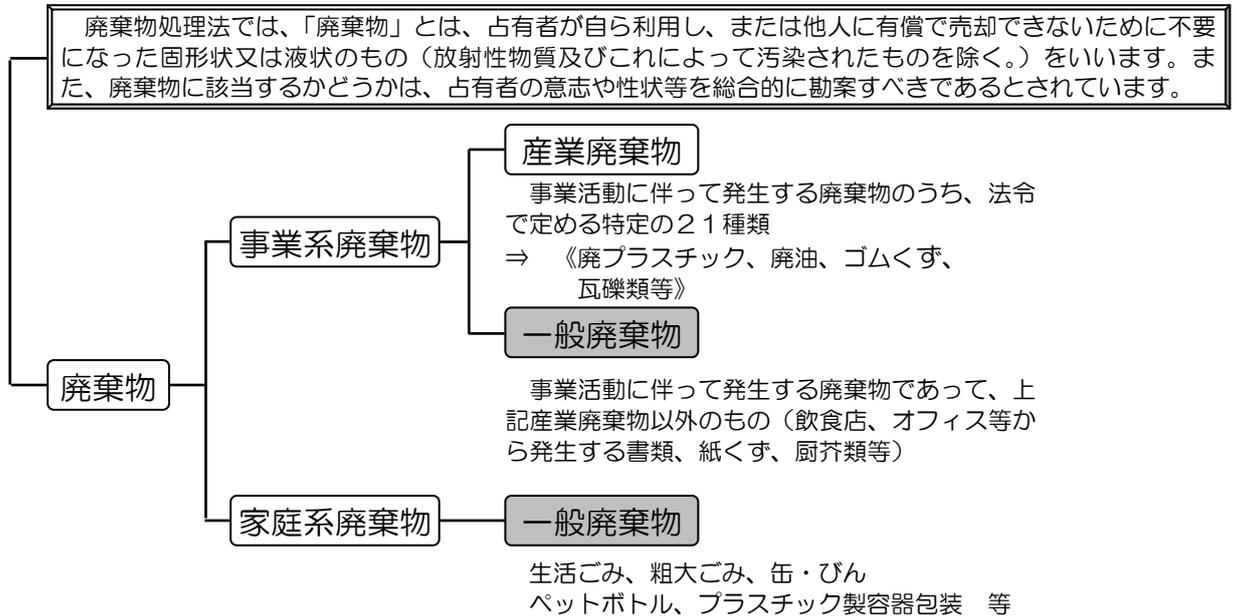
2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

2 市の処理責務の対象について

市に処理責任のある廃棄物（ごみ）は、法律で次の網掛けの区分と定められています。

《 区 分 》

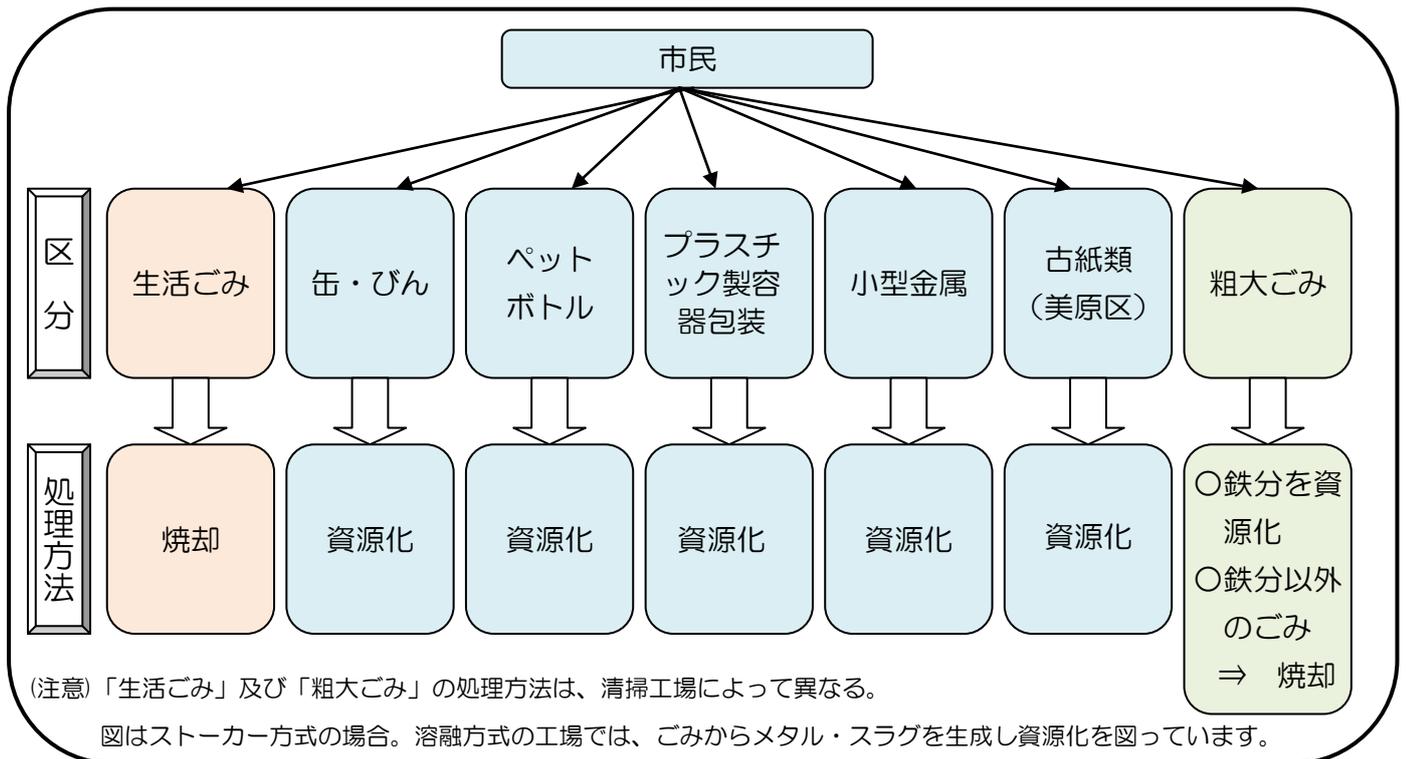


3 収集について

(1) 家庭系廃棄物（ごみ）

市内で発生する家庭系一般廃棄物の収集は図のようになっています。

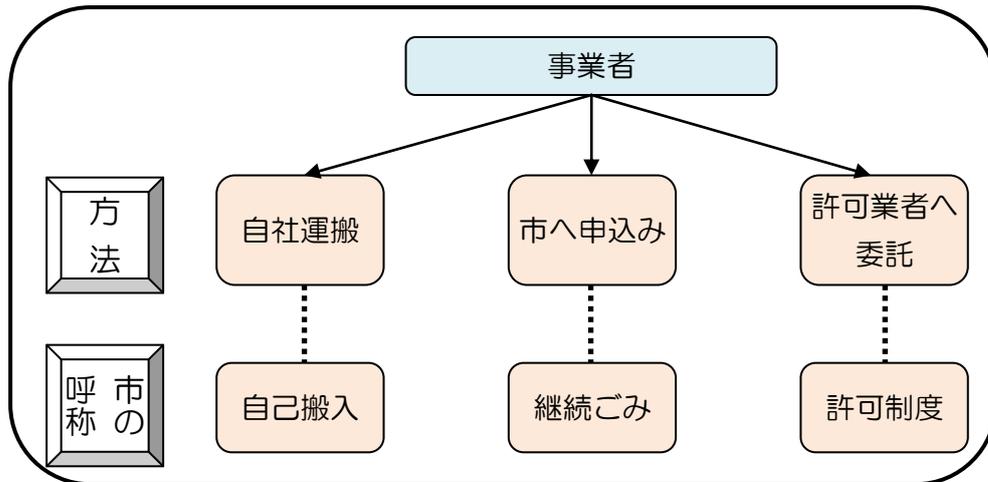
《 図 》



(2) 事業系廃棄物（ごみ）

市内で発生する事業系一般廃棄物の収集は図のようになっています。

《 図 》



4 中間処理について

(1) 清掃工場（焼却処理施設）

「生活ごみ」などの焼却処理を行うごみについては、次の清掃工場でごみを高温で焼却処理するとともに排水・排ガス処理設備等により、公害防止に万全の対策を講じています。なお、クリーンセンター南工場は平成26年3月末で休止する予定です。

区分	クリーンセンター東工場		クリーンセンター南工場	クリーンセンター臨海工場
	第一工場	第二工場		
竣工年	昭和52年	平成9年	昭和48年	平成25年
稼働年数	36年	16年	40年	1年
処理能力	300t/日	460t/日	450t/日	450t/日
焼却方式	全連、ストーカ式	全連、ストーカ式	全連、ストーカ式	全連、シャフト炉式 ガス化溶解方式
余熱利用	外部蒸気供給	発電(売電)・外部蒸気供給	外部温水供給	発電(売電)



クリーンセンター東工場第二工場



クリーンセンター南工場(H26.3 末で休止予定)



クリーンセンター臨海工場

OPFI 事業として整備・運営

※ PFI（Private Finance Initiative）とは

民間の資金や経営能力、技術力などを活用して施設の設計・建設から運営・維持管理までを一体的に行うことにより、従来公共部門が担ってきた公共サービスを、より効果的・効率的に市民に提供する事業手法のことです。

(2) 資源化（リサイクル）処理施設及び 貯留施設

①リサイクルプラザ

同施設では、缶をアルミとスチールに、びんを無色、茶色、その他の色、混ガラス（破損などで手選別できなかったガラス）に選別し、品目別に再生資源事業者へ引き渡しています。

②クリーンセンター東工場貯留施設

同施設では、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び小型金属を集積しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装については、品目別に圧縮・梱包等の中間処理を行う委託業者に、小型金属については、異物を除去した後、再生資源事業者へ引き渡しています。



リサイクルプラザ

施設名	リサイクルプラザ
所在地	中区深井畑山町30番地1
竣工年	平成7年
処理方式	機械選別方式及び手選別方式
公称能力	30t/5h(日)
品目	あき缶：アルミ・スチール あきびん：白色・茶色・その他の色・混みガラス



クリーンセンター東工場貯留施設

施設名	クリーンセンター東工場貯留施設
所在地	東区石原町1丁102番地
竣工年	平成21年
貯留容量	2,204m ³
備考	ペットボトル プラスチック製容器包装 小型金属

5 最終処分について

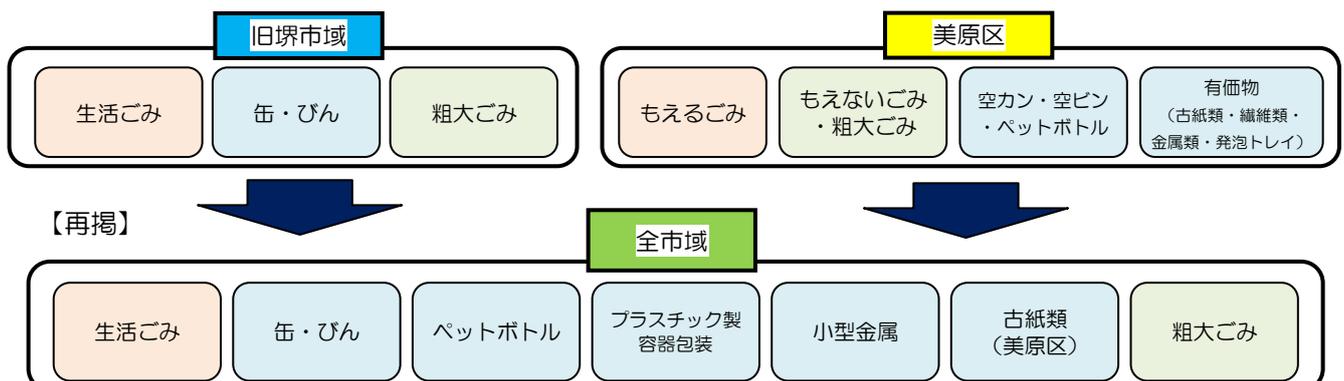
ごみを焼却、減容化した後、最終的に発生する灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）に委託しています。

6 ごみの減量に向けた主な取り組みについて

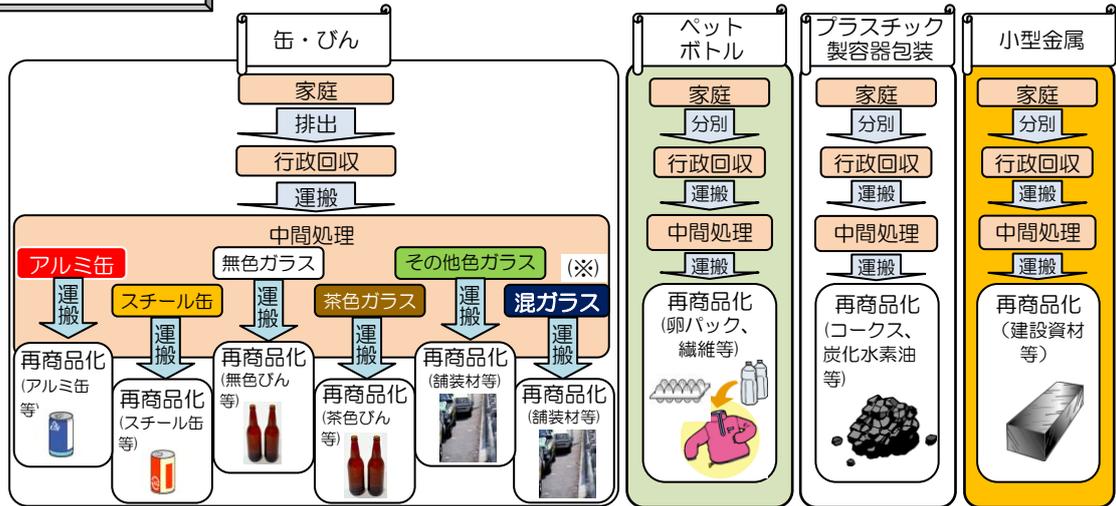
(1) 減量化・資源化事業

①分別収集の拡大と制度統一

平成21年10月(美原区は平成22年4月)から新たな分別収集体制としました。



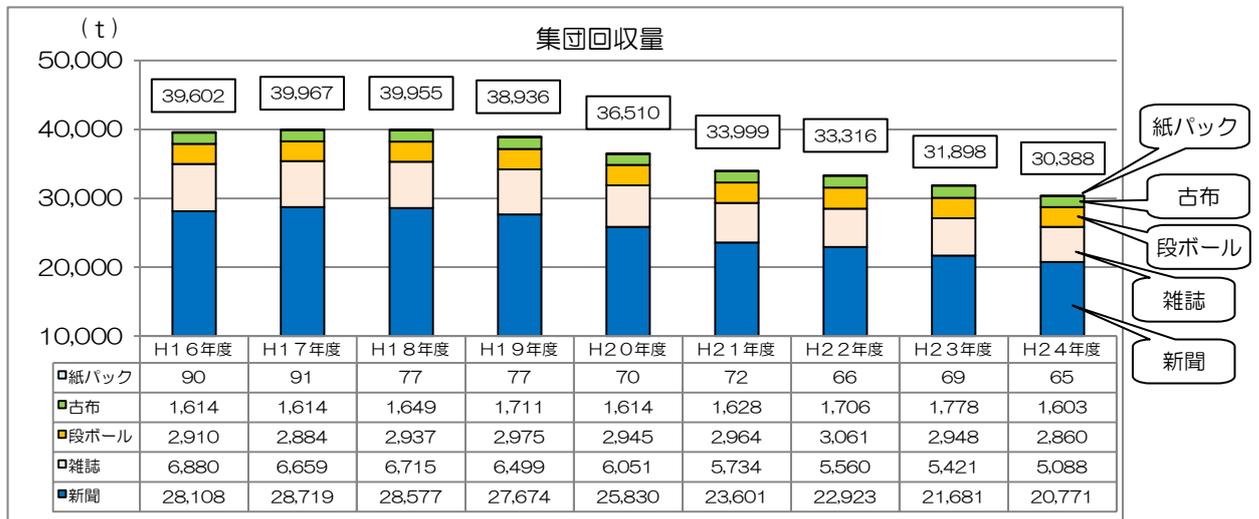
【資源化イメージ】



(※)破損などで手選別できなかったガラス

②集団回収

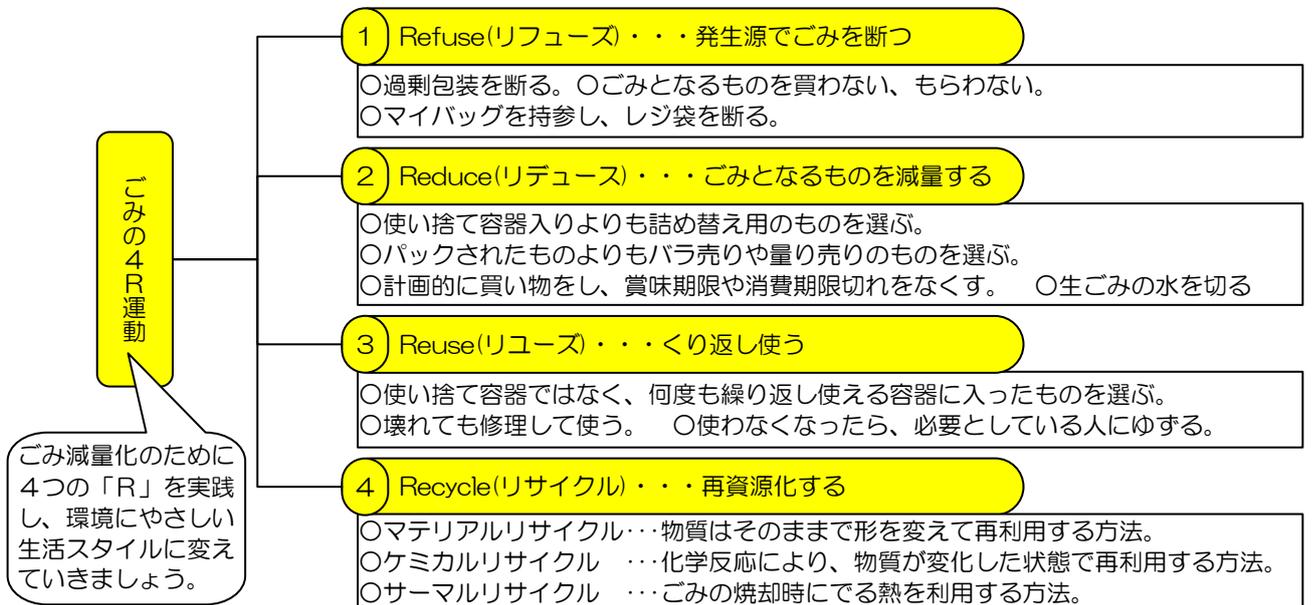
自治会や子ども会などの地域の住民団体が自主的に行っている新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パックの資源化の推進活動に対し、報償金を交付しています。



※端数処理により合計が合わない場合があります。

(2) 啓発・普及事業

市民・事業者・行政がともにライフスタイルを見直し、ごみの継続的な減量化・資源化の促進を図るため、ごみの4R運動を基本に、ごみや資源に関する情報発信や啓発活動等を行っています。



①市民への啓発・普及

ごみ減量キャラクター

ごみが無くなる。
「無がエエやん」で

「ムーやん」



平成 24 年度に公募を行い、応募総数 1,135 点の中から選ばれました。

【特徴】

- ・ごみの減量が大好き
- ・ごみを見つけるとすぐに拾ってしまう
- ・体はごみ袋をイメージ
- ・ごみが増えるとどんどん太っちゃう
- ・恥ずかしがり屋だけど、みんなと一緒に活動したくて仕方がない

■出前講座

- ・『ムーやん おしえて！ごみの問題』※幼児から小学生向けの講座
～ムーやんと一緒にごみを減らす工夫を考えよう！～
- ・『ダンボール箱で生ごみ減量体験』
～環境にやさしい生ごみ処理方法「生きごみさん」～
- ・『あなたが出した ごみのその先は…』～ごみの一生を見てみよう！～
- ・『楽しく学んでみんなで分別』～実践してわかる分別の基本！！～
- ・『「ごみ収集車」ってなあに？』～環境にやさしい収集車が間近で見られる！～



■施設見学会

- ・クリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザ
(東工場第二工場については、平成 25 年度中は基幹改良工事のため休止)

■パンフレット等作成

- ・資源とごみの出し方便利帳
- ・粗大ごみ出し方マニュアル
- ・集団回収の手引き
- ・ごみのことがよくわかるガイドブック 等



■堺市ごみ減量化推進員制度

単位自治会ごとにごみ減量化推進員を設置。地域のリーダー的な存在として、市と地域とをつなぐ役割を担っていただき、ごみの減量とリサイクルを推進。

②事業所への指導・啓発

事業系一般廃棄物を多量に排出している事業所に減量等計画書の提出を義務づけ、当該計画書に基づき訪問指導や減量などについての助言を実施しています。平成 23 年度には、排出抑制及び適正処理を一層促進するため、提出義務者の範囲を見直すとともに、廃棄物管理責任者を創設しています。

<提出義務者>

事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物及び大規模小売店舗立地法に規定する店舗部分の延べ床面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗、いずれかに該当する事業用大規模建築物を所有する所有者。(平成25年度対象：955事業所)

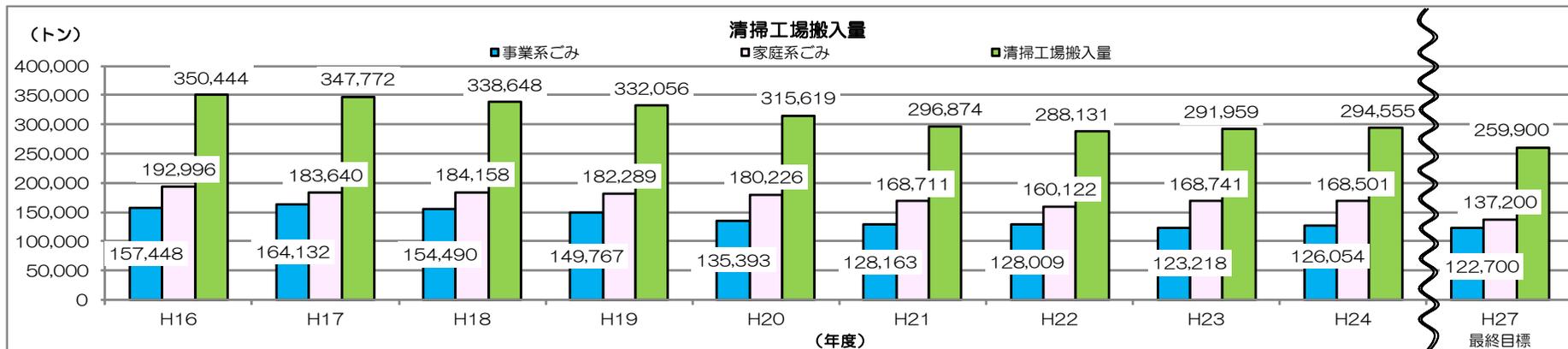
<廃棄物管理責任者の具体的な業務>

- ・廃棄物の種類、発生量、処理方法などの実態把握
- ・廃棄物の管理に関する事務所内の組織・体制の整備
- ・廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存
- ・事業用大規模建築物の占有者や利用者に対する指導及び啓発
- ・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出
- ・市との連絡・調整

等

7 ごみの処理状況と減量化・資源化について

(1) 清掃工場搬入量



(単位: トン)

区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
清掃工場搬入量	350,444	347,772	338,648	332,056	315,619	296,874	288,131	291,959	294,555
家庭系ごみ	192,996	183,640	184,158	182,289	180,226	168,711	160,122	168,741	168,501
生活ごみ	183,800	174,630	173,992	172,398	170,754	158,554	149,793	158,667	158,371
粗大ごみ	6,147	5,679	5,819	5,430	4,813	5,191	3,772	3,098	3,000
直接搬入ごみ	3,049	3,331	4,347	4,461	4,659	4,966	5,409	5,867	6,390
選別後残渣 ^{注)}							1,148	1,109	740
事業系ごみ	157,448	164,132	154,490	149,767	135,393	128,163	128,009	123,218	126,054
継続ごみ	52,809	58,460	56,475	53,622	43,861	39,701	30,854	21,869	20,295
環境美化ごみ	2,688	2,488	2,406	2,254	1,966	1,796	1,648	1,608	1,401
直接搬入ごみ	101,951	103,184	95,609	93,891	89,566	38,414	24,321	23,915	24,273
許可業者搬入ごみ						48,252	71,186	75,826	80,085

注) 平成21年度以前は、生活ごみもしくは粗大ごみに含まれます。

【H16年度実績 ⇒ H24年度実績 (対16年度比)】

○清掃工場搬入量 350,444 t ⇒ 294,555 t (↓約15.9%)

☆家庭系ごみの割合は、52%から58%、事業系ごみの割合は42%から48%の間で推移

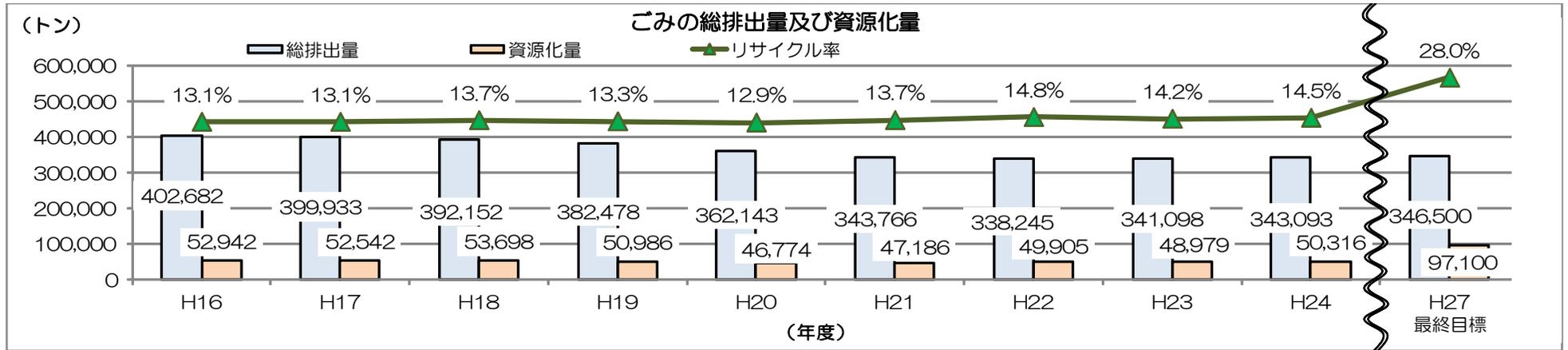
■家庭系 192,996 t ⇒ 168,501 t (↓約12.7%)

- ・「生活ごみ」 183,800 t ⇒ 158,371 t (↓約13.8%)
- ・「粗大ごみ」 6,147 t ⇒ 3,000 t (↓約51.2%)
- ・「直接搬入ごみ」 3,049 t ⇒ 6,390 t (↑約109.6%)

■事業系 157,448 t ⇒ 126,054 t (↓約19.9%)

- ・「継続ごみ」 52,809 t ⇒ 20,295 t (↓約61.6%)
- ・「環境美化ごみ」 2,688 t ⇒ 1,401 t (↓約47.9%)
- ・「直接搬入ごみ」 101,951 t ⇒ 24,273 t (↓約76.2%)
- ・「許可業者搬入ごみ」 0 t ⇒ 80,085 t

(2) ごみの総排出量及び資源化量



(単位: トン)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
資源化量	52,942	52,542	53,698	50,986	46,774	47,186	49,905	48,979	50,316
缶・びん	7,573	7,231	7,263	6,931	6,484	6,595	6,559	6,420	6,205
ペットボトル	403	428	438	452	507	950	1,596	1,379	1,403
プラスチック製容器包装	30	0	0	0	0	2,450	4,932	4,810	4,933
小型金属						164	279	283	274
発泡トレイ (美原区有価物)			2	1	2	1			
古紙類 (美原区)	270	307	256	236	139	120	106	96	101
集団回収	39,602	39,967	39,955	38,936	36,510	33,999	33,316	31,898	30,388
粗大処理施設鉄分回収	548	454	527	654	435	335	574	413	551
庁内紙類	78	80	107	98	131	187	183	179	171
剪定枝	4,438	4,075	5,150	3,678	2,566	2,385	2,360	3,501	4,571
溶融スラグ・メタル									1,719
リサイクル率	13.1%	13.1%	13.7%	13.3%	12.9%	13.7%	14.8%	14.2%	14.5%

【H16年度実績 ⇒ H24年度実績 (対16年度比)】

○総排出量 402,682 t ⇒ 343,093 t (↓約14.8%)

☆ごみそのものの発生・排出抑制を最も重要と位置付け、減量化・資源化施策を進めた結果、市民・事業者の環境意識の高揚などの取組みが推進されてきたことに加えて、昨今の長引く景気低迷に起因する社会情勢もあいまって減少傾向にあったが、平成23年度から微増している。

○資源化量 52,942 t ⇒ 50,316 t (↓約5%)

☆資源化量の半分以上を占める集団回収量減少の影響もあり、総排出量と同様に減少傾向にあったが、平成21年度の分別拡大から微増傾向にある。

